

京都大学医学部附属病院諸料金規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>ア 特別室使用料</p> <p>個室A 普通室の料金に1日につき 14,272円(13,593円)を加算する。</p> <p>個室B 普通室の料金に1日につき 10,194円(9,709円)を加算する。</p> <p>個室C 普通室の料金に1日につき 9,174円(8,738円)を加算する。</p> <p>個室D 普通室の料金に1日につき 8,155円(7,767円)を加算する。</p> <p>個室E 普通室の料金に1日につき 7,136円(6,797円)を加算する。</p> <p>個室F 普通室の料金に1日につき 6,117円(5,826円)を加算する。</p> <p>消費税法で非課税とされる医師、助産婦その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資金の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当する場合については、括弧内の料金とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条 (同 左)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>ア 特別室使用料</p> <p>個室A 普通室の料金に1日につき 14,272円(13,593円)を加算する。</p> <p>個室B 普通室の料金に1日につき 10,194円(9,709円)を加算する。</p> <p>個室C 普通室の料金に1日につき 9,174円(8,738円)を加算する。</p> <p>個室D 普通室の料金に1日につき 8,155円(7,767円)を加算する。</p> <p>個室E 普通室の料金に1日につき 7,136円(6,797円)を加算する。</p> <p>個室F 普通室の料金に1日につき 6,117円(5,826円)を加算する。</p> <p><u>準個室G 普通室の料金に1日につき 3,000円(2,858円)を加算する。</u></p> <p>消費税法で非課税とされる医師、助産婦その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資金の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当する場合については、括弧内の料金とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年2月22日から施行する。</p>